

OSSのライセンス表記・表示について

2024年5月25日

OSSライセンス姉崎相談所・姉崎章博

オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2024 Nagoya

2024年5月25日 10:00～18:00

中小企業振興会館 3階 第2ファッション展示場

OSSのライセンス表記・表示について

OSSライセンスについての相談では

GPLのソース開示の話が多いのですが、

ライセンス表記・表示の仕方

についての相談が意外に多い。

ソース開示したくないため

BSDタイプのライセンスのOSSのみで開発したもの

ライセンスの表記で、戸惑うらしい。

こんなご相談…

- ◆ お客様が直接実行するプログラムなら
「<コマンド> --show-license」などで**ライセンス表示**すればいいのではないかと思うのですが、
直接実行しないプログラムの場合、どうしたら良いのか？
- ◆ 商品は画面を持たないため**ライセンス表示**ができるないが、
どうしたら良いのか？
- ◆ 「OSSライセンスの表記義務」を満たせているのか？
- ◆ 「閲覧可能な形で**ライセンスを公開**するという要件」を
満たせているのか？

ライセンス条件を機能要件と勘違いしてません!?

- ◆ OSSは一般に著作物です
- ◆ 著作物の著作権は、創作した開発者(社)が専有します
- ◆ 公開されたOSSをDLして実行するのは自由でも

それを製品に組み込むなどして、無断で再頒布することは
開発者の著作権を侵害します

- ◆ だから、OSSにはOSSライセンスを付けて
条件付きで再頒布を許諾しています
- ◆ つまり、OSSのライセンスは再頒布の条件であって、
OSSを使ったプログラムへの機能要件ではありません

改めて、ライセンス条文を見てみましょう

◆ BSDタイプのライセンス

- MITライセンス (Xライセンス)
- PostgreSQLライセンス
- 二条項BSDライセンス
- Apache License 2.0

◆ GPLタイプのライセンス

- GNU GPLv2

※オープンソースライセンスの日本語参考訳

<https://licenses.opensource.jp/>

※PostgreSQLライセンス

https://wiki.postgresql.org/wiki/FAQ/ja#PostgreSQL_.E3.81.AE.E3.83.A9.E3.82.A4.E3.82.BB.E3.83.B3.E3.82.B9.E3.81.AF.E3.81.A9.E3.81.86.E3.81.AA.E3.81.A3.E3.81.A6.E3.81.84.E3.81.BE.E3.81.99.E3.81.8B.EF.BC.9F

MITライセンス -日本語参考訳

Copyright (c) <year> <copyright holders>

以下に定める条件に従い、本ソフトウェアおよび関連文書のファイル（以下「ソフトウェア」）の複製を取得するすべての人に対し、ソフトウェアを無制限に扱うことを無償で許可します。これには、ソフトウェアの複製を使用、複写、変更、結合、掲載、頒布、サブライセンス、および/または販売する権利、およびソフトウェアを提供する相手に同じことを許可する権利も無制限に含まれます。

上記の著作権表示および本許諾表示を、ソフトウェアのすべての複製または重要な部分に記載するものとします。

ソフトウェアは「現状のまま」で、明示であるか暗黙であるかを問わず、何らの保証もなく提供されます。ここでいう保証とは、商品性、特定の目的への適合性、および権利非侵害についての保証も含みますが、それに限定されるものではありません。作者または著作権者は、契約行為、不法行為、またはそれ以外であろうと、ソフトウェアに起因または関連し、あるいはソフトウェアの使用またはその他の扱いによって生じる一切の請求、損害、その他の義務について何らの責任も負わないものとします。

MITライセンス -日本語参考訳

Copyright (c) <year> <copyright holders>

以下に定める条件に従い、本ソフ
ウェア」）の複製を取得するすべ
償で許可します。これには、ソフ
布、サブライセンス、および/また
に同じことを許可する権利も無制限に含
「表示を記載」と言われると、
どう記載すれば良いのかと
思うかもしれません。
「ソフト
ことを無
掲載、頒
共する相手

上記の**著作権表示および本許諾表示を**、ソフトウェアのすべて
の複製または重要な部分に**記載**するものとします。

The above copyright notice and this permission notice **shall be included in** all copies
or substantial portions of the Software.

ソフトウェアは「現状のまま」で、明示であるか暗
く提供されます。ここでいう保証とは、商品性、
非侵害についての保証も含みますが、それに限定さ
れません。したがって、著作権者は、契約行為、不法行為、またはそれ以外であ
ろうと、ソフトウェアに起因
または関連し、あるいはソフトウェアの使用またはその他の扱いによって生じる一切の
請求、損害、その他の義務について何らの責任も負わないものとします。

英文見ると、「include」
「含んでいれば良い」

PostgreSQLライセンス -日本語参考訳

部分的著作権 (c) 1996-2011, PostgreSQL国際開発グループ

部分的著作権 (c) 1994-1996 カリフォルニア大学本校

本ソフトウェアおよびその文書一式は上記の著作権表示と、この文章およびこれに続く二つの段落が全ての複製に添付されている限りにおいて、使用、複製、修正および頒布*の許可を、いかなる目的であっても、無償かつ同意書無しに行なえることをここに認めます。

カリフォルニア大学は、いかなる当事者にたいしても、利益の壊失を含む、直接的、間接的、特別、偶然あるいは必然的にかかわらず生じた損害について、たとえカリフォルニア大学がこれらの損害について訴追を受けていたとしても、一切の責任を負いません。

カリフォルニア大学は、商用目的における暗黙の保証と、特定目的での適合性に関してはもとより、これらに限らず、いかなる保証も放棄することを明言します。以下に用意されたソフトウェアは「そのまま」を基本原理とし、カリフォルニア大学はそれを維持、支援、更新、改良あるいは修正する義務を負いません。

*:'distribute'は「配布」ではなく、「頒布」に変更

PostgreSQLライセンス -日本語参考訳

部分的著作権 (c) 1996-2011, PostgreSQL国際開発グループ

部分的著作権 (c) 1994-1996 カリフォルニア大学本校

本ソフトウェアおよびその文書一式は上記の**著作権表示と、この文章およびこれに続く二つの段落が全ての複製に添付**されている限りにおいて、使用、複製、修正および頒布*の許可を、いかなる目的であっても、無償かつ同意書無しで行なえることをここに認めます。

英文見ると、「appear」「現れれば良い」

カリifornia大学は、いかなる当事者も、直接的、間接的、特別、偶然あるいは必然的にかかわらず生じた損害について、たとえカリifornia大学がこれらの損害について訴追を受けていたとしても、一切の責任を負いません。

カリifornia大学は、商用目的における暗黙の保証と、特定目的での適合性に関してはもとより、これらに限らず、いかなる保証も放棄することを明言します。以下に用意されたソフトウェアは「そのまま」を基本原理とし、カリifornia大学はそれを維持、支援、更新、改良あるいは修正する義務を負いません。

*:'distribute'は「配布」ではなく、「頒布」に変更

二条項BSDライセンス -日本語参考訳

Note: このライセンスは、「Simplified BSD License」および「FreeBSD License」とも呼ばれています。
Copyright <年> <著作権者>

ソースコード形式かバイナリ形式か、変更するかしないかを問わず、以下の条件を満たす場合に限り、再頒布および使用が許可されます。

1. ソースコードを再頒布する場合、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記免責条項を含めること。
2. バイナリ形式で再頒布する場合、頒布物に付属のドキュメント等の資料に、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記免責条項を含めること。

本ソフトウェアは、著作権者およびコントリビューターによって「現状のまま」提供されており、明示默示を問わず、商業的な使用可能性、および特定の目的に対する適合性に関する暗黙の保証も含め、またそれに限定されない、いかなる保証もありません。著作権者もコントリビューターも、事由のいかんを問わず、損害発生の原因いかんを問わず、かつ責任の根拠が契約であるか厳格責任であるか（過失その他の）不法行為であるかを問わず、仮にそのような損害が発生する可能性を知らされていたとしても、本ソフトウェアの使用によって発生した（代替品または代用サービスの調達、使用の喪失、データの喪失、利益の喪失、業務の中止も含め、またそれに限定されない）直接損害、間接損害、偶発的な損害、特別損害、懲罰的損害、または結果損害について、一切責任を負わないものとします。

二条項BSDライセンス -日本語参考訳

Note: このライセンスは、「Simplified BSD License」および「Modified BSD License」の日本語訳です。
Copyright <年> <著作権者>

ソースコード形式かバイナリ形式か、変更する場合に限り、再頒布および使用が許可されま

英文見ると、「retain」

「(プログラム先頭にコメント行で書かれているのを、そのまま)残す」

1. ソースコードを再頒布する場合、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記免責条項を含めること。
2. バイナリ形式で再頒布する場合、頒布物に**付属のドキュメント等の資料**に、上記の著作権表示、本条件一覧、および下記免責条項を含めること。

本ソフトウェアは、著作権者

明示默示を問わず、商

英文見ると、「reproduce」

「(コメント行は見えなくなるから
であるか(過失その他付属資料に)再掲する」

「現状のまま」提供されており、
する適合性に関する暗黙の保証も

権者もコントリビューターも、
の根拠が契約であるか厳格責任
うな損害が発生する可能性を知
らされていたとしても、本ソフトウェアの使用によって発生した(代替品または代用サービスの調
達、使用の喪失、データの喪失、利益の喪失、業務の中止も含め、またそれに限定されない)直接
損害、間接損害、偶発的な損害、特別損害、懲罰的損害、または結果損害について、一切責任を負
わないものとします。

Apache License 2.0-日本語参考訳,抜粋

1.定義 … 2.著作権ライセンスの付与 … 3.特許ライセンスの付与 …

4. 再頒布

あなたは、ソース形式であれオブジェクト形式であれ、変更の有無に関わらず、以下の条件をすべて満たす限りにおいて、成果物またはその派生成果物のコピーを複製したり頒布したりすることができます。

a. 成果物または派生成果物の他の受領者に本ライセンスのコピーも渡すこと。

b. 変更を加えたファイルについては、あなたが変更したということがよくわかるような告知を入れること。
c. ソース形式の派生成果物を頒布する場合は、ソース形式の成果物に含まれている著作権、特許、商標、および帰属についての告知を、派生成果物のどこにも関係しないものは除いて、すべて派生成果物に入れること。

d. 成果物の一部として「NOTICE」に相当するテキストファイルが含まれている場合は、そうしたNOTICEファイルに含まれている帰属告知のコピーを、派生成果物のどこにも関係しないものは除いて、頒布する派生成果物に入れること。その際、次のうちの少なくとも1箇所に挿入すること。(i) 派生成果物の一部として頒布するNOTICEテキストファイル、(ii) ソース形式またはドキュメント（派生成果物と共にドキュメントを頒布する場合）、(iii) 派生成果物によって生成される表示（こうした第三者告知を盛り込むことが標準的なやり方になっている場合）。NOTICEファイルの内容はあくまで情報伝達用であって、本ライセンスを修正するものではありません。あなたは頒布する派生成果物に自分の帰属告知を（成果物からのNOTICEテキストに並べて、またはその付録として）追加できますが、これはそうした追加の帰属告知が本ライセンスの修正と解釈されるおそれがない場合に限られます。

あなたは自分の修正物に自らの著作権表示を追加することができ、自分の修正物の使用、複製、または頒布について、あるいはそうした派生成果物の全体について、付加的なライセンス条項または異なるライセンス条項を設けることができます。ただし、これは成果物についてのあなたの使用、複製、および頒布が、それ以外の点で本ライセンスの条項に従っている場合に限られます。

5. コントリビューションの提出 … 6. 商標 …

7. 保証の否認 … 8. 責任の制限 …

9. 保証または追加的責任の引き受け …

Apache License 2.0-日本語参考訳,抜粋

1.定義 … 2.著作権ライセンスの付与 … 3.特許ライセンスの付与 …

4. 再頒布

あなたは、ソース形式であれオブジェクト形式であれ、変更の有無に関わらず、以下の条件をすべて満たす限りにおいて、成果物またはその派生成果物のコピーを複製したり頒布したりすることができます。

a. 成果物または派生成果物の他の受領者に**本ライセンスのコピーも渡すこと。**

- b. 変更を加えたファイルについては、あなたが変更したということがよくわかる
c. ソース形式の派生成果物を頒布する場合は、ソース形式の成果物に含まれている著作権、特許、商標、および帰属について
の告知を、派生成果物のどこにも関係しないものは除いて、すべて派生成果物に入れること。
d. 成果物の一部としてNOTICEに相当するテキストファイルが含まれている場合は、そうしたNOTICEファイルに含まれて

英文見ると、「give」

ここだけ見るとソース形式のときだけ著作権告知と勘違いしそうになりますが、
1.定義で

「成果物」とは、ソース形式であるとオブジェクト形式であるとを問わず、
製作物に挿入または添付される（後出の付録に例がある）著作権表示で示さ
れた著作物で、本ライセンスに基づいて利用が許されるものを指します。

とあるので、成果物に著作権表示されているのが前提。

し、これは成果物についてのあなたの使用、複製、および頒布が、それ以外の点で本ライセンスの条項に従っている場合に限
られます。

5. コントリビューションの提出 … 6. 商標
7. 保証の否認 … 8. 責任の制限 …
9. 保証または追加的責任の引き受け …

なお、免責条項は、本ライセンスに含まれています。

本ライセンスだけ(?)は、ファイル単位で指定しており、
NOTICEファイル同様、本ライセンスとは、
LICENSEファイルを指しているようです。

GNU GPLv2-日本語参考訳,抜粋(ただし、利用許諾契約書/契約書→ライセンス、節→条に変更)

0. このライセンスは、…

1. それぞれの複製物において適切な著作権表示と保証の否認声明を目立つよう適切に掲載し、またこのライセンスおよび一切の保証の不在に触れた告知すべてをそのまま残し、そしてこのライセンスの複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する限り、あなたは『プログラム』のソースコードの複製物を、あなたが受け取った通りの形で複製または頒布することができる。媒体は問わない。…

2. あなたは自分の『プログラム』の複製物かその一部を改変して『プログラム』を基にした著作物を形成し、…

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、『プログラム』(あるいは第2条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。ただし、…

0. このライセンスは、…

1. それぞれの複製物において適切な著作権表示と保証の否認声明を目立つよう適切に掲載し、またこのライセンスおよび一切の保証の不在に触れた告知すべてをそのまま残し、そしてこのライセンスの複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と**共に**頒布する限り、あなたは『プログラム』のソースコードの複製物を、あ
たが受け取った通りの形で複製または頒布することができる。媒体

英文見ると、
「give…along with」
「共に渡す」

2. あなたは自分の『プログラム』の複製物かその一部を改変して『プロ

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、『プログラム』(あるいは第2条における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または分
とができる。ただし、…

オブジェクトコードないし実行形式の場合も同じ。

まとめると

ライセンス	日本語参考訳	英文	他の日本語訳
MIT	記載	included in	含む
PostgreSQL	添付	appear in	現れる
二条項BSD	含める	retain/reproduce	残す/再掲する
Apache L 2.0	渡す	give	渡す
GNU GPLv2	共に(頒布)	give...along with	共に渡す



ライセンスの作成者や著作権者によって、意図は異なる可能性はありますが、総じて、頒布されるプログラムに添付さ(含めら)れて、受領者に渡ることが、意図されているように思われています。
～少なくとも、画面に表示することを求めているようには思えません。

なのに、
どうして、ライセンス表記・表示させるという
勘違いが出てきたのだろう？

ライセンスを表示器に表示されるイメージから？

- ◆ 商用ソフトウェアの多くは、使用開始時などで、ライセンス文をダイアログやウィンドウに表示し内容の合意を求めるクリックオン(クリックラップ)の操作で契約します。
- ◆ 「OSSのライセンス表示」という方は、そのイメージなのかもしれません。
- ◆ しかし、そのような方法によるライセンスの提示するプログラムはOSSと呼べないものですので、条件に指定されるとは思えません

10. ライセンスは技術中立的でなければならない

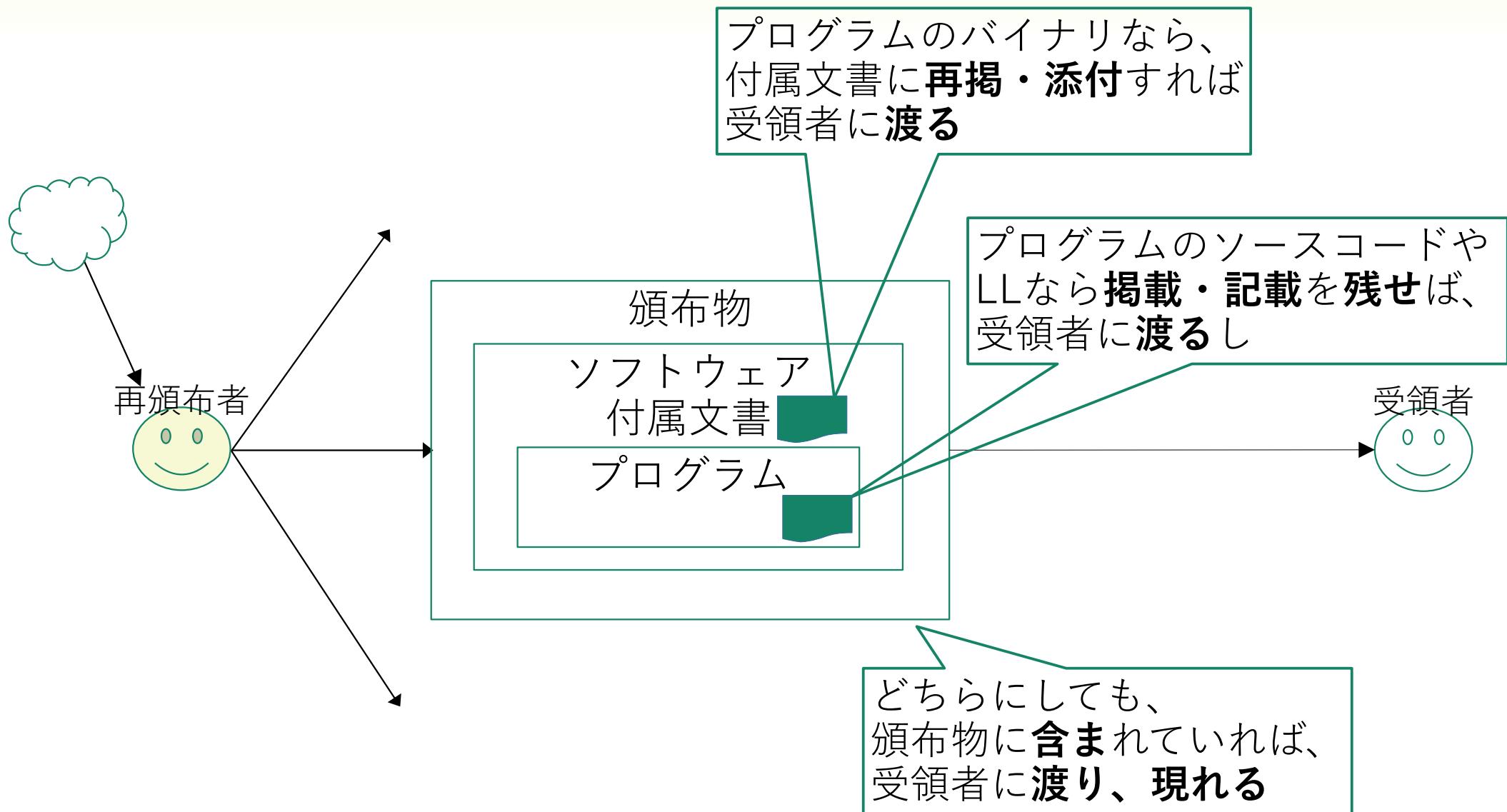
ライセンス中に、特定の技術やインターフェースの様式に強く依存するような規定があつてはなりません。

理由: この規定で特に念頭に置いているのは、ライセンサーとライセンシーの間で契約を成立させるために明示的な同意の意思表示を必要とするようなライセンスです。いわゆる「クリックラップ(click-wrap)」を要求する規定は、ソフトウェア頒布において重要な手法であるFTPダウンロードやCD-ROMアンソロジー、ウェブのミラーリングなどと衝突する可能性がありますので、このような規定もコードの再利用を妨げてしまいます。よって、本定義に準拠するライセンスは、(a) ソフトウェアの再頒布が、ダウンロード時のクリックラップをサポートしないようなウェブ以外の経路で起こりうるという可能性 (b) ライセンスで保護されるコード (あるいは保護されるコードの再利用された部分) はポップアップダイアログをサポートできない非GUIの環境でも実行され得るという可能性を認めなければなりません。

なお、

- ◆ 頒布するプログラムは、「ソース形式であれオブジェクト形式であれ」関係ありません。
どちらの形式でもプログラムを頒布することになります。
- ◆ オブジェクト形式は、ソース形式の二次的著作物ではありません。
コンパイルで何か創作性が生まれるわけではないので、著作権的には、単なる複製の扱いです。
- ◆ ソフトウェアは一般に、プログラムと付属文書の集合体と解されますが、
あまり、明確に使い分けされている感じはありません。

ということで、著作権表示やライセンス文は、



※各ライセンス文は表現は違っても、そういう同じことを述べているのでしょうか

ここまで
なにかご質問はありますでしょうか？

さて、単独の著作物ならば、ここまでですが…

他人の著作物を含む著作物なら、

他人の著作権を無視してはいけません。

つまり、

1. ライセンス文が複数になります
2. 著作権表示はそれよりも多くなります

1. ライセンス文が複数になります

二条項BSDライセンスのプログラムもあれば、

```
/*-
 * SPDX-License-Identifier: BSD-2-Clause
 *
 * Copyright (c) 2001, 2002 Dima Dorfman.
 * All rights reserved.
 *
 * Redistribution and use in source and binary forms, with or without
 * modification, are permitted provided that the following conditions
 * are met:
 * 1. Redistributions of source code must retain the above copyright
 * notice, this list of conditions and the following disclaimer.
 * 2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright
 * notice, this list of conditions and the following disclaimer in the
 * documentation and/or other materials provided with the distribution.
 *
 * THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR AND CONTRIBUTORS ``AS IS'' AND
 * ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE
 * IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE
 * ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE
 * FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL
 * DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS
 * OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION)
 * HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT
 * LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY
 * OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF
 * SUCH DAMAGE.
 */
/*
 * DEVFS control.
 */

#include <sys/cdefs.h>
#include <sys/param.h>
#include <sys/queue.h>
```

FreeBSD: root/sbin/devfs/devfs.c

⇒これら全てのライセンス文を受領者に渡す必要があります。

四条項BSDライセンスのプログラムもある場合があります

```
/*-
 * SPDX-License-Identifier: BSD-4-Clause
 *
 * Copyright (c) 1995 Terrence R. Lambert
 * All rights reserved.
 *
 * Copyright (c) 1982, 1986, 1989, 1991, 1992, 1993
 * The Regents of the University of California. All rights reserved.
 * (c) UNIX System Laboratories, Inc.
 * All or some portions of this file are derived from material licensed
 * to the University of California by American Telephone and Telegraph
 * Co. or Unix System Laboratories, Inc. and are reproduced herein with
 * the permission of UNIX System Laboratories, Inc.
 *
 * Redistribution and use in source and binary forms, with or without
 * modification, are permitted provided that the following conditions
 * are met:
 * 1. Redistributions of source code must retain the above copyright
 * notice, this list of conditions and the following disclaimer.
 * 2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright
 * notice, this list of conditions and the following disclaimer in the
 * documentation and/or other materials provided with the distribution.
 * 3. All advertising materials mentioning features or use of this software
 * must display the following acknowledgement:
 *   This product includes software developed by the University of
 *   California, Berkeley and its contributors.
 * 4. Neither the name of the University nor the names of its contributors
 * may be used to endorse or promote products derived from this software
 * without specific prior written permission.
 *
 * THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE REGENTS AND CONTRIBUTORS ``AS IS'' AND
 * ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE
 * IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE
 * ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE REGENTS OR CONTRIBUTORS BE LIABLE
 * FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL
 * DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS
 * OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION)
 * HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT
 * LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY
 * OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF
 * SUCH DAMAGE.
 */
 *      @(#)init_main.c  8.9 (Berkeley) 1/21/94
 */

#include <sys/cdefs.h>
```

FreeBSD:root/sys/kern/init_main.c

1-1. COPYRIGHT/LICENSEファイル

気の利いたディストリビューションならCOPYRIGHT/LICENSEのようなファイルにまとめてくれています

@(#)COPYRIGHT 8.2 (Berkeley) 3/21/94

The compilation of software known as FreeBSD is distributed under the following terms:

Copyright (c) 1992-2023 The FreeBSD Project. **二条項BSDライセンス**

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR AND CONTRIBUTORS ``AS IS'' AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

The 4.4BSD and 4.4BSD-Lite software is distributed under the following terms:

All of the documentation and software included in the 4.4BSD and 4.4BSD-Lite Releases is copyrighted by The Regents of the University of California. **四条項BSDライセンス**

Copyright 1979, 1980, 1983, 1986, 1988, 1989, 1991, 1992, 1993, 1994
The Regents of the University of California. All rights reserved.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.
3. All advertising materials mentioning features or use of this software must display the following acknowledgement:
This product includes software developed by the University of California, Berkeley and its contributors.

4. Neither the name of the University nor the names of its contributors

~
~
~

NOTE: The copyright of UC Berkeley's Berkeley Software Distribution ("BSD") source has been updated. The copyright addendum may be found at <ftp://ftp.cs.berkeley.edu/pub/4bsd/README.Impt.License.Change> and is included below.

July 22, 1999

To All Licensees, Distributors of Any Version of BSD:

As you know, certain of the Berkeley Software Distribution ("BSD") source code files require that further distributions of products containing all or portions of the software, acknowledge within their advertising materials that such products contain software developed by UC Berkeley and its contributors.

Specifically, the provision reads:

- " * 3. All advertising materials mentioning features or use of this software
* must display the following acknowledgement:
* This product includes software developed by the University of
* California, Berkeley and its contributors."

Effective immediately, licensees and distributors are no longer required to include the acknowledgement within advertising materials. Accordingly, the foregoing paragraph of those BSD Unix files containing it is hereby deleted in its entirety.

William Hoskins
Director, Office of Technology Licensing
University of California, Berkeley

FreeBSD:root/COPYRIGHT

1-2. ApacheのLICENSEファイル

- ◆ Apache License 2.0は、プログラム先頭にコメント行で掲載するには長いためか、LICENSEファイルに掲載される形
 - ◆ 流用している他の著作者のライセンスもLICENSEファイルに記載
- ApacheのOSSごとに、**LICENSEファイルの内容は異なる**
- Apache License 2.0だけだと思って扱うと、
サブコンポーネント(流用したOSS)の著作権侵害してしまう
ので注意

1-3. 流用したOSSのライセンスが必要な理由

- ◆ OSSを流用して作成した新OSSの著作者はその人ですが、
 - ◆ 著作権法第二十八条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）
二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。
 - ◆ 著作権法第十一条
二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。
- 二次的著作物の利用_(頒布)には、作成した二次的著作者の他に、
原著作者の許諾が必要なため

2. 著作権表示はそれより多くなります

先ほどのFreeBSDの2つのソースファイルを見ても

- ◆ root/sbin/devfs/devfs.c には一つですが

1. Copyright (c) 2001, 2002 Dima Dorfman. All rights reserved.

- ◆ root/sys/kern/init_main.c には、三つもあります

1. Copyright (c) 1995 Terrence R. Lambert All rights reserved.

2. Copyright (c) 1982, 1986, 1989, 1991, 1992, 1993 The Regents
of the University of California. All rights reserved.

3. (c) UNIX System Laboratories, Inc. All or some portions of this
file are derived from material licensed to the University of
California by American Telephone and Telegraph Co. or Unix
System Laboratories, Inc. and are reproduced herein with the
permission of UNIX System Laboratories, Inc.

grepで抽出するにしても…

1. 著作権表示が一行に収まっておらず、二行目以降が欠ける
2. 表示の形式がいくつかあるという問題…

a) 万国著作権条約 第三条 https://www.cric.or.jp/db/treaty/bap_index.html

Copyrightで検索しても
ヒットしない

→著作権者の名及び最初の発行の年とともに©の記号を表示

b) 米国著作権法 第401条 <https://www.cric.or.jp/db/world/america/america202202.pdf>

→(b)表示の形式 – コピーに表示がなされる場合、以下の三つの要素を含まなければならない。

Copyrightで検索してもヒットしない

(1) ©記号（丸の中にCの文字）、または「Copyright」の語、または「Copr.」の略語。

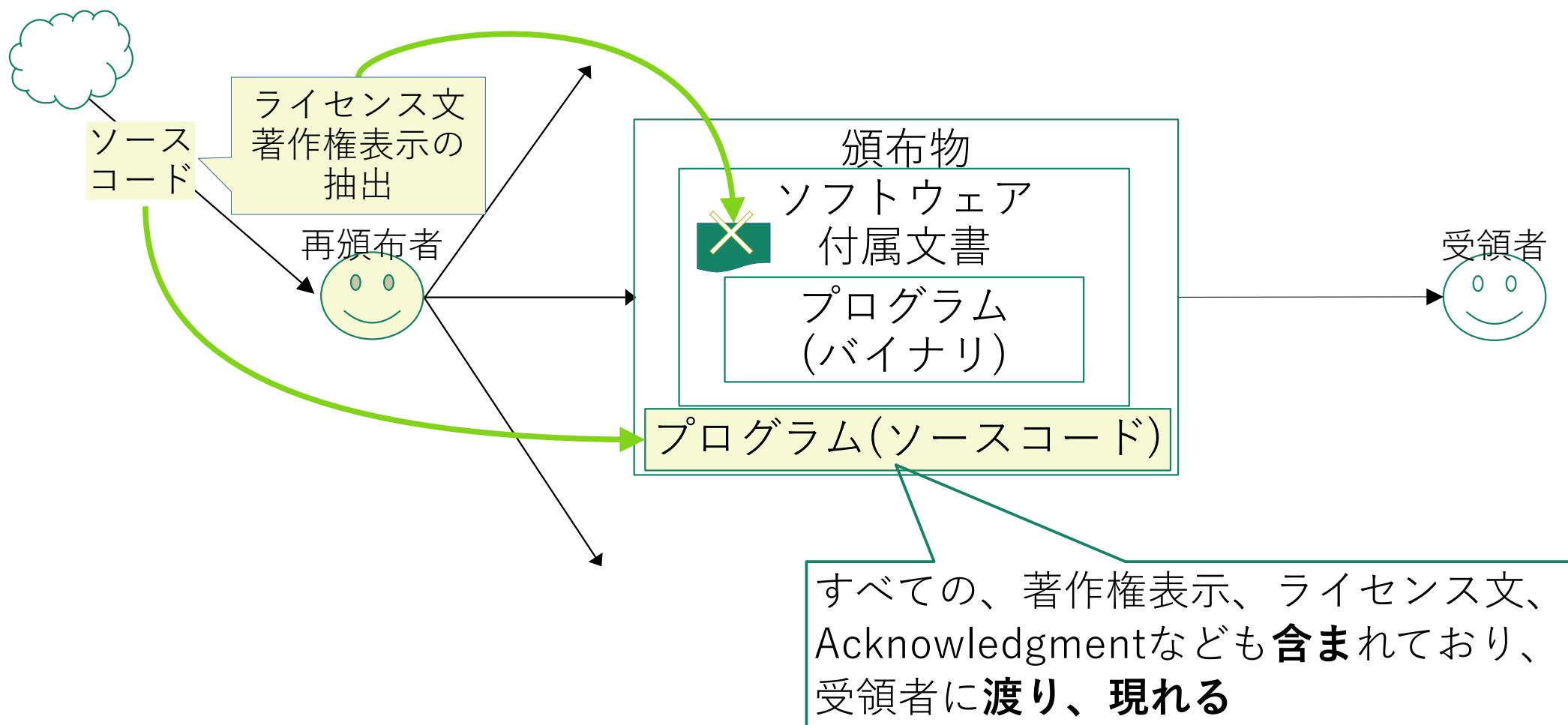
Copyrightで検索してもヒットしない

(2)著作物が最初に発行された年。…

(3)著作物に対する著作権者の名称、…

c)米国以外に国際条約と異なる表示があるかもしれない…

ライセンス文は良くても著作権表示を集めるのは難しいかも



※BSDライセンスには、ソース開示の条件は無いけれども、
ソースを付ければ、確実に、漏れなく対応できるのでは？

BSDライセンスでも
ソースコードを付けると
面倒な作業が減るようです。

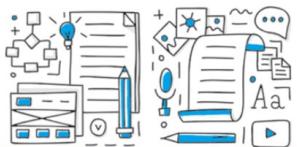
なにかご質問はありますでしょうか？

<https://osslicense-ane.com/>



OSSライセンスとは？

OSSは音楽や映像と同じく著作物です。そのOSSを(改造および)再頒布することは、著作権行使することになり、無断では著作権侵害となります。その著作権の行使を、いちいち断りを入れる必要なく、条件付きで許諾しているのがOSSに添付されているOSSライセンスです。



OSSライセンスを正しく理解するための本 Understand the Open Source Software Correctly

OSSライセンスとは? What is the OSS License?

BOOK

トップ
Top
論説
Paper

サービス
Service

お問い合わせ
For More Information



OLAO : OSS License ANEZAKI OFF

GNU GPL/LGPL/AGPL、Apache LicenseやBSDライセンスなど、これらは、OSSライセンスと称されます。

オープンソースソフトウェア(OSS)という言葉が出てくる前は、フリーソフトウェア/自由ソフトウェアとだけ呼ばれていたプログラムのライセンスです。ですから、フリーソフトウェアライセンスとも言います。

ほとんどのOSSライセンスは、著作権に基づいています。開発者が意図しなくても、ほとんどのプログラムは著作権で保護されるため、再頒布するためには著作者である開発者の許諾(ライセンス)が必要です。取り込んだり、改変したとしても、元開発者の権利は変わりません。そのため、開発者はOSSにOSSライセンスを添付して、そこに書かれた条件で再頒布を許諾しています。再頒布のライセンスが付いていなければ、公開したプログラムは誰も再頒布できないものになってしまうからです。

それが、「OSSライセンスは著作権に基づいている」という文章が意味する道理(一つ)です。

なかなか、難しいですね。この道理を正しく理解してもらうために、入門的な解説から、具体的に応用での相談まで、取り組んでおります。

論説

トップ
Top



OSSライセンス姉崎相談所 / 論説

ツイッターで断片的に述べたことなどを小論文風にまとめてみました。

私が "distribute" を「頒布」と訳す理由

The Japanese translation of "distribute" is HAMPUsuru. 1.はじめに 「OSSライセンスは、(OSS)の頒布の際のライセンスです」と紹介することがあります。 OS [...]
2021年12月13日

ダウンロードは著作権法違反か？

Does a downloading violate Copyright Act? 1.はじめに 「ダウンロードは著作権法違反である」という意見をいただいた。「例外的に、許諾を得ているか、適法な公開元かつ個人の私的 [...]
2021年8月8日

頒布、ダウンロードの話を文章で論じています